



25 薬剤管理指導料算定件数

解説	薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。												
実績	<table><thead><tr><th>年度</th><th>算定件数 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成24年度</td><td>23,903</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>27,461</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>30,646</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>33,899</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>39,667</td></tr></tbody></table>	年度	算定件数 (件)	平成24年度	23,903	平成25年度	27,461	平成26年度	30,646	平成27年度	33,899	平成28年度	39,667
年度	算定件数 (件)												
平成24年度	23,903												
平成25年度	27,461												
平成26年度	30,646												
平成27年度	33,899												
平成28年度	39,667												
定義	医科診療報酬点数表における「B008 薬剤管理指導料(1)(2)」の算定件数です。												